

[民事系科目]

[第1問] (配点: 100 [[設問1] 及び [設問2] の配点は, 4: 6)

次の文章を読んで, 後記の [設問1] 及び [設問2] に答えなさい。

I

【事実】

1. 不動産賃貸業を営むAは, その亡妻Bとの間に長男Cをもうけていた。Cは, 平成23年3月に高校を卒業した後, 他県の自動車販売店に整備士として雇用されたことから, Aの家を出て自分でアパートを借り, 恋人のDと同棲を始めた。平成24年2月の時点で, Cは満18歳, Dは満20歳であった。
2. Cは, Bの所有していた甲土地及び乙土地をBからの相続により取得していた。甲土地及び乙土地は, 更地で, Cの登記名義とされていたが, Cの親権者であるAが公租公課の支払を含め両土地の管理を行っていた。
3. 平成24年2月1日, Aは, 自らの遊興を原因とする1000万円を超える借金の返済に窮していたことから, C所有の甲土地及び乙土地を自らが管理していることを奇貨として, 甲土地及び乙土地をCの承諾を得ずに売却し, その代金を自己の借金の返済に充てようと考えた。
4. 平成24年2月10日, Aは, Cの代理人として, 個人で飲食店を営む知人Eとの間で, 甲土地を450万円, 乙土地を600万円で売却する契約を締結した。ところが, Eはその時点で600万円しか現金を有していなかったことから, AとEは, 甲土地についてはEが450万円の現金を調達できた時点でCからEへの所有権移転登記手続をすることとし, さしあたり, 乙土地についてのみCからEへの所有権移転登記手続をすることで合意した。
5. 平成24年2月15日, Eは, Aに対し乙土地の代金として600万円を支払い, CからEへの乙土地の所有権移転登記がされた。Aは, Eから受領した代金600万円を自らの借金の返済に充当した。これらの事実について, AはCに何も知らせなかった。
6. Eは, 【事実】4の売買契約を締結した時点で, Aが遊興を原因として多額の借金を抱えており, Aが乙土地の代金600万円をAの借金に充当するつもりであることを知っていた。
7. 平成24年3月1日, CはAの同意を得てDと婚姻し, 新婚旅行に出発したが, 同月5日, Cは, 新婚旅行先で海水浴中の事故により死亡した。Cの相続人はA及びDの2人である。
8. 平成24年3月15日, Eは, 450万円の現金を調達できたことから, Aにその旨連絡し, 代金の支払と引換えに甲土地の所有権移転登記手続をするよう求めた。ところが, Aは, 甲土地の地価が急騰したことから, 甲土地を売却するのが惜しくなり, Eの請求に応じなかった。
9. 平成24年3月20日, Eは, 乙土地の地価も急騰したことから, 乙土地を売却しようと考え, 乙土地の売却の媒介を仲介業者に依頼した。その頃, Fは, 自宅建物を建設するための敷地を探していたが, 購読している新聞の折り込みチラシに乙土地が紹介されていたことから, 仲介業者に問い合わせた。その後, 現地を見たFは, 乙土地を気に入り, Eと面識はなかったものの, Eから乙土地を購入することを決めた。
10. 平成24年3月30日, Eは, Fとの間で, 乙土地の売買契約を締結し, FはEに乙土地の代金として750万円を支払い, EからFへの乙土地の所有権移転登記がされた。
11. その後, Fは, 乙土地上に丙建物を建築し, 平成24年10月10日から丙建物での居住を開始した。
12. 平成25年3月5日, Dは, Cの一周忌の法要の席上において, Aに対し, Cの遺産について尋ねたが, AはDの質問を無視した。その後も, AはDからの電話の着信や郵便物の受領を全て無視している。
13. 平成25年4月15日, Dは, Cの遺産に関する自らの疑問を解消したいと考え, 弁護士に

調査を依頼した。

14. 平成25年5月25日、Dは、【事実】13の調査を依頼した弁護士の報告により、【事実】2から11までを知った。

15. 平成25年6月30日、Eは、弁護士を通じて、A及びDに対し、代金を支払うので甲土地の所有権移転登記手続をするよう求めたが、拒絶された。そこで、Eは、甲土地の売買代金全額を供託した。

A・Dは甲土地の所有権はせやない。

【設問1】 【事実】1から15までを前提として、以下の(1)及び(2)に答えなさい。

(1) Eは、A及びDに対し、甲土地の所有権移転登記手続の請求をすることができるか。Eの請求の根拠を説明し、その請求の当否を論じなさい。

(2) Dは、Fに対し、乙土地及び丙建物に関しどのような請求をすることができるか。Dの請求の根拠及び内容を説明し、その請求の当否を論じなさい。なお、DのFに対する金銭請求については、検討を要しない。

II 【事実】1から15までに加え、以下の【事実】16から27までの経緯があった。

【事実】

16. Eは、その飲食業に関し借金を負っていたところ、平成26年に入ってから、事業の借金の返済に充てる資金をGの主宰する賭博で得ようと考え、懇意にしている仕入先のHに頼み込んで、賭博に使うつもりであることを打ち明けて、500万円を借り受けることにした。

17. Eは、さらに、同様の目的を有しつつも、賭博に使うつもりであることを打ち明けずに、知人Kから500万円を借り受けようと考えた。

18. 平成26年3月1日、Eは、叔父Lに、「事業の建て直しに必要な資金の融資をHとKから受けるに当たって保証人が必要だが、叔父さん以外に頼れる人がいない。」と述べて、HとKに対する貸金債務の連帯保証人になってもらうことの同意を得た。Lは、Eの事業がうまくいっていないことを知っていたが、Eが借りた金を賭博に使うつもりであることは知らなかった。

19. 平成26年4月1日、Eは、Hから、返済期日を平成27年3月31日、利息を年15%、遅延損害金を年21.9%として、500万円を借り受け、LがEの債務を連帯保証する旨の契約書がE、H及びLの3人の間で作成され、同日、HからEに500万円が交付された。

20. 平成26年4月15日、Eは、Kから、返済期日を平成27年5月30日、利息を年15%、遅延損害金を年21.9%として、500万円を借り受け、LがEの債務を連帯保証する旨の契約書がE、K及びLの3人の間で作成された。当該契約書では、500万円は、平成26年5月31日に、KからEに交付されることになっていた。

21. しかし、Kは、Eによる借金の使途に疑問を抱き、平成26年5月31日の経過後も、500万円をEに交付しなかった。また、そのことは、Lには知らされなかった。

22. 平成26年8月1日、急に資金繰りが悪化したHは、平成26年4月1日付消費貸借契約に関する債権を、既発生利息債権も含めて、400万円をMに売却した。その際、HはMに対して、「この債権はEの事業のための融資金債権であり、Eの事業の経営はやや苦しいが、Lは弁済に足る資産を有している。」と説明し、Mもその説明を信じた。

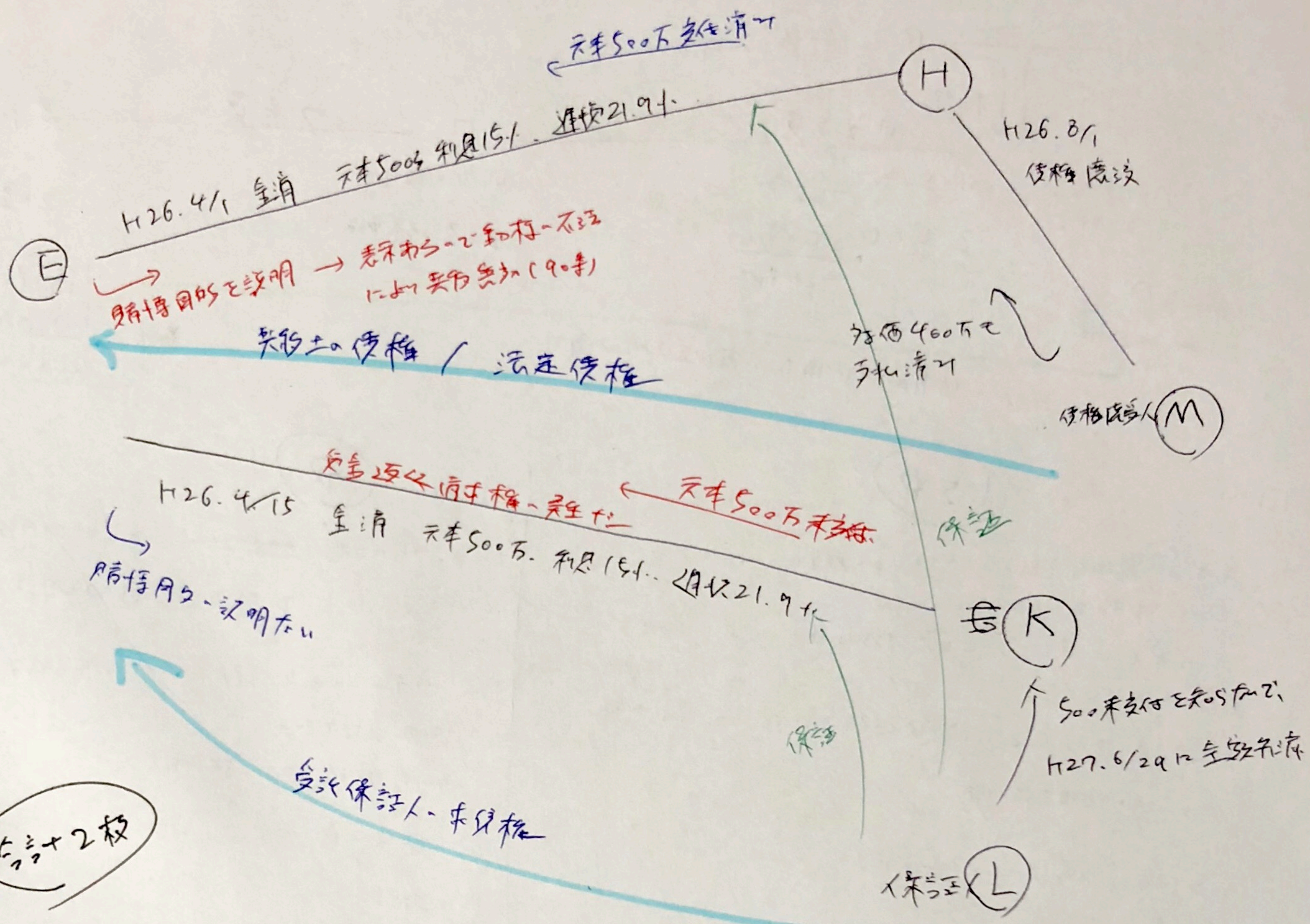
23. 平成26年8月5日、EはHから、「あなたに対する債権をMに譲渡しました。承諾書を同封したのでそれに署名押印して返送してください。」と書かれた手紙を受け取ったので、EはHの指示に従い、「私は、平成26年4月1日付消費貸借契約に基づくHの私に対する債権を、平成26年8月1日付譲渡契約によってHがMに対して譲渡したことを承諾します。」とだけ記載された書面に署名押印し、内容証明郵便でそれをHに返送した。その書面は、同月7日にHに配達された後、同月10日、HからMに交付され、MからHに代金400万円が支払われた。Lは、この債権譲渡について、E及びHから何も知らされていなかった。

H M 債権譲渡

24. 平成26年10月頃、Hは、更に資金繰りが悪化し資産も尽きたので、多額の債務を抱えたまま夜逃げをした。それ以降、Hの所在は不明である。
25. 平成27年6月1日、Kは、Lに対し、Eに500万円を交付していなかったが、平成26年4月15日付契約書があることを奇貨として、Lに連帯保証債務の履行を請求した。Lが直ちにEに照会したところ、Eは、間違えて、「事業はうまくいっておらず、Kに対する債務は利息を含め1円も支払っていない。」と説明した。LはEに対し、「仕方がないので連帯保証債務を履行する。」と述べた。
26. 平成27年6月29日、Lは、Kに対し、連帯保証債務の履行として、合計584万円を支払った。584万円の内訳は、元本が500万円、利息が75万円、遅延損害金が9万円である（利息75万円＝元本500万円×利率年15%×1年、遅延損害金9万円＝元本500万円×利率年21.9%×30日／365日）。
27. 平成27年7月末になったが、Eは、Hに対しても、Mに対しても、利息を含め1円も支払っていない。

〔設問2〕 【事実】 1から27までを前提として、以下の(1)から(3)までに答えなさい。

- (1) Mは、Eに対して、契約上の債権に基づき、500万円とそれに対する利息や遅延損害金の支払を請求することができるか。Mの請求の根拠及び内容を説明し、その請求の当否を論じなさい。
- (2) Mは、Eに対して、法定債権に基づき、500万円とそれに対する利息や遅延損害金の支払を請求することができるか。Mの請求の根拠及び内容を説明し、その請求の当否を論じなさい。
- (3) Lは、Eに対して584万円の支払を請求することができるか。Lの請求の根拠を説明し、その請求の当否を論じなさい。なお、不法行為に基づく請求については、検討を要しない。



- ②(1) 2/3
- 500万利息債権譲渡 債権500万 債務400万(4/15) 112. 消滅
 - 和存、不注の契約 表示 → 和 → 無効
 - ① 12/25 Lに400万の債権
② 12/28 Lに債権

- ②(2) 2/3
- 不当利益
H → E, H → M 7-2
同原因による
 - 元500万の債権 - 債権112
120.2
111 121.2
111 債権500万
 -

- ②(3) Y2
- 受託保証人-求償権 (759)
 • 主Eの債権上の完全消滅
 • 主Eの利息 完全消滅 (要+消滅)
 • 「債権」不発生
 - LがEに500万の債権を交付した
 債権500万
 保証人L (822), 13/21

読心・構成 第1問 1(1)~(2) 22分
第2問 2(1)~(3) 20分
合計110分

2020.8.12 作成

H28民法 答案作成 68分

加藤 育

第1問 1(1)

1. Aは甲所有権者Cの執権者(民法818条1項)としてCの財産管理について法定代理権を有し(824条)。Eとの間で、Cを法定代理して甲土地でCがEに代金450万円を支払った旨、売買契約(555条)を締結した。その後、CがAとDがCを共同相続する(882条、889条、900条)ことでCE間の売買契約に基づき債権債務を承継した。そこで、EはA・Dに対して、A・Dが売買契約に基づき債権債務を承継した甲土地の所有権移転登記を履行する義務を承継して、上記売買契約に基づき債権債務を履行するに必要とする。

2. 不当利得返還(826条)該当性は、取引差金取立から、行方不明から、詐欺から判断するべきと解する。

AがCを代理してCE間の売買契約を締結した(1)代理行為は、その行方不明から見れば、Cが甲土地の所有権を失ったとして代金債権を行使するに必要から、A・C間の利益衝突を招き得たものではないから、不当利得返還に当たらない。

3. 次に、執権者の公衆の利益を理由として、執権者の法定代理行為は、法定代理権者に法定代理権を有する趣旨等に照らして、その行使の行方不明・事情付の限り法定代理権の適用に当たらないと解すべきである。Aが代金を自己の滞りなく返済し、返済に支障なく済んだと知らなかったから、行方不明・事情付に当たらないから、Aの代理行為は法定代理権の適用に当たらない(1)条の適用を受ける。

そして、Eは、甲土地の売却と同時に行われた土地の売却によってAが代金を借入金返済に充てられたと知らなかったから、甲土地の売却と同時に行われたAの代理権適用の目的を知らなかった(1)条(1)号の適用を受ける。したがって、甲土地の売却は、代理権適用による無権代理行為とみなされ(107条、113条(1)イ)ため、無効と判断される。

4. 無権代理人の共同相続人均由2世、他、共同相続人への拒絶権を保障する
要がある。本無権代理人の要件が当然に有るに在り用は3=4世に在り、
94条の效果を有する拒絶権は共同相続人に不利益の得るから、
他、共同相続人との拒絶に在り用は3=4世に在り、限り無権代理人の相続人に相当する
部分で当然に有るに在り用は3=4世に在り、(右)2. 無権代理人の
本人を共同相続人として扱って、結果がAやDに得るは3=4世に在り
用は3=4世に在り。

5. よて、Eの請求は認めらる。

説明(2)

1. DはAと共同相続した2土地の共有持分権を承継し保存行為(252条
備)を権利として、2土地2土地について所有権移転登記抹消登記手続
請求し内建物を去る2土地明渡請求を有するに在り。

2. 2土地については、FがEとの譲渡94条により94条2次款適用を認め
てして権利取得を以て、Dが共有持分権を喪失するに在り。

(1) 94条2次の趣意は、虚偽の外取作出しについて買受性のある者、権利者の子孫
に在りて同外取を信託し第三者を保護するに在り。権利外取法に在り。
よて、①虚偽の外取の存在 ②買受者の買受性、③第三者の正当
な信託を要件として、94条2次款適用により外取に對しては権利の取得を
認めらるべきである。

(2) 甲土地の買戻し、2土地の売却に在りて107条の適用により不確定な
となるから、Eは2土地の所有権を取得して、よては2土地に在りて
Eの請求は不利益に在りては①を満す。

Dに在りては、Cの請求に在りては②を満す。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

すはらふが、Aは2月2日は自らA・B間貸付を行使して登記簿に記入し
ていて②を満了す。しかし、FがE第1登記を見てもEの所有権存在を
信託したという事情がなから、本登記の相手は信託している者、すなわち③を
満了す。したがって、Fは権利取得がなから、Dは共有持分権を喪失す。
よって、Dの請求は認めらる。

問題2(1)

1. MはEに対して、元金500万円、^(587年)金銭消費貸付契約に基づき貸付金返還請求権及び
利息契約に基づき利息請求権、優越を受けて(466条1項)①500万円の
元金と②500万円に対する利息を支払うを請求し、さらに、貸付金返還債務の
~~債権~~ 履行遅滞に基づき遅延利息請求権(415条、419条1項)を行使
して③遅延損害金を支払うを請求す。

2. 相手方、取引資金を因るFは、法律行為の要件に不備がある場合に
法律行為が公序良俗違反(90条)として無効になるのは、不法な要件が相手
に表示されたら(51条)限り解する。

Eは契約の成立、Hに対して贈與の伏せがありであるとして打ち明けると
して不法な要件を表示してゐるから、MH間、金銭消費貸付契約は無効である。

3. Eは債権行使に74条異議を述べたので承認してゐるから、~~改正~~
改正民法468条1項の抗弁の効力が発生したと認める理由を述べた。その
ことから直ちに抗弁の効力が発生してはならない。したがって、

Eは①、②の請求に対しては、改正民法468条1項に基づき公序良俗
違反を主張するとの抗弁を認めらる。

③の請求に対しては、附帯を認めらる。

4. よって、Eの請求は認めらる。

問題 2 (2)

1. 手続、MはEに対して、Mを被交換者、Eを利益者とする不当利益返還請求権(170条、179条)を行使することを怠らぬ。

LA. ~~不当利益返還請求権~~ 馬鹿取金并済、車身と見たり、HがEに社

1250万円を支付しEはMがHに対して400万円を支れ、これよりFは、

Mの金銭をF、Eの利益とした、FはHに代り、Eの500万円の利益と

Mの400万円、損失と同様に社会通念上、因果関係を認めらるゝことが出来る。

したがって、上記の不当利益返還請求権の成立は認めらるゝ。

2. 次に、MはEに対して、HがEに対して行使する不当利益返還請求権(121条)を

~~行使~~、使済を受けてEは、月請求権を行使することを怠らぬ。

仮にこの使済使済がたか、たかして、HがEに対して金銭消費貸付契約の

締結を原因とする不当利益返還請求権を行使するとすればMがEの使済使済400万円

を行使する一方、MはEに対して自ら、請求を怠らぬこと、公平である。

よって、HはMに対して返還請求権、またEは月請求権、金銭消費

貸付締結を原因とする不当利益返還請求権も行使してE

と解決する。

したがって、MはEに対してHがEの使済使済を原因とする不当利益返還請求権を行使することを

怠らぬ。Mの請求は月請求権、内容の限度を認めらるゝ。

問題 2 (3)

1. LはEに対して、受託保証人の権限(459条)を行使することを怠らぬ。

2. 本債権の発生要件の1つとして主たる債権(459条)の成立が認めらるゝ

よって、LがEに対して500万円を支付しEはFは、要物契約(170条)の締結

1
消費貸借契約は成立している(587年)。また、K-E間、契約は「書面」で結ばれて

2
いるため、契約が有効である(これは書面による契約の消費貸借契約(587年、2)として

3
成立するもの。契約が有効である以上、同契約に基づき貸金返還請求権が発生し

4
た。したがって、主たる「債務」は発生している。求償権が発生している人が原則

5
である。

6
しかし、Eが間違えて説明をしてLにKに対して弁済させた

7
にLがKから、求償権の成立を否定してLはK無効方の危険を負うべきことは

8
LがKに不公平である。この場合、~~EはLに~~ EはK無効方の危険を負うべき

9
ことが公平・妥当と認められる。

10
よって、債権(債権)を存続として、EはLからの求償請求に基づいて

11
求償権の成立を主張し拒絶すべきではないと解すべきである。

12
したがって、Lへの請求が認められる。 以上

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23